

いつもお世話になります。

桜シーズンが到来します。桜が花見に適しているのは、情報番組の解説によると花びらが下向きに開くからだそうです。花火見物に大勢の方が来られる「薄墨桜」に今年も行きたいと思っています。

新年度が始まります。よろしくお願いいたします。



今を生きる

先人の言葉

遅れは危険
を引いて来る

古代ローマのしるし

商人五訓

一、十両の客より百文の客

金額の小さいお客様を軽く見ないで大事にしましょう。何度でも買いに来てくれる固定客になっていただけます。

二、買い手が気に入らず、返しにきたならば、売る時より丁寧にせよ

返品に来た時こそ笑顔で丁寧に対応しましょう。江戸時代も今も顧客心理は変わりません。

三、繁昌するに従って、ますます儉約につとめよ

商売の調子がよいからと浪費をしないとキャッシュフローをチェックして、常に堅実経営を心がけましょう。

四、小遣いは一文より記せ

毎帳簿をつけることは商いの基本中の基本です。

五、同じ商売が近所にできたら懇意を厚くしてお互いにつとめよ

同業者を敵視するのではなく、お互いに繁盛するように努めましょう。

(元気手帳より引用)

今月のいろいろ「掲示板」

【長男卒園式】

3月25日土曜日、私の長男が3年間通った保育園を卒園しました。

天気も良く、絶好の卒園式となりました。室内で行いましたが、窓の外を見ると晴れ渡っておりすがすがしく、入園式の時から成長した長男の姿を見ることができ幸せな気分になりました。

4月から小学生。当たり前であることが幸せである、そんなことが続く時期です。



知っとこ！「税務のママ知識」

～平成27年度改正税法のポイント～



法人税 23.9%に税率引下げ

基本税率が改正前 25.5%から 1.6%下がります。
中小企業(資本金 1 億円以下の法人)に対する軽減の特例措置(所得金額 800 万円以下の部分に対し 15%に軽減されている措置)も2年延長されます。
企業の「稼ぐ力」の増大を支援されます。

消費税税率 10%への引き上げ

平成29年4月1日 とされます。

事業承継税制の拡張

1代目が存命中に2代目が3代目に自社株式の贈与をした場合、2代目の猶予贈与税が免除されることになり、3代目への継承がより円滑化されます。

住宅取得等資金贈与の非課税枠拡大

直系尊属(父母、祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額が拡大されます。(適用 H27.1.1 から H31.6.30 まで)

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の創設

受贈者1人につき 1,000 万円(結婚費用は 300 万円を限度)まで贈与税が非課税とされます。

※詳しくは別にお渡しする事務所通信「平成27年度改正税法特集」をご覧ください

月刊事務所探偵団

～雨が降ると勝手に開く自動ドアの怪～

季節の変わり目、原稿作成時雨が降っています。弊事務所の入り口のドアは、雨が降ると人がいないのに勝手に開きます。。。センサーが反応するのですが(笑)原因が分からないときは、少々気味悪がっていました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com